

(書式2-1-4-1)

株主の簡易合併の反対の通知書

通 知 書

前 略

私は、平成〇〇年〇〇月〇〇日に公告された  
貴社と〇〇〇〇株式会社との合併に反対致し  
ます。

以上

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇〇〇株式会社

株主 〇〇〇〇 印

〇〇〇〇株式会社

代表取締役 〇〇〇〇 殿

## 解 説

### (簡易合併)

合併に際し、原則として双方の会社において株主総会の承認を得る必要がある（会社法第783条第1項、第795条第1項）。しかし会社法第796条第3項所定の要件（消滅会社の株主に付与する存続会社の株式の総額が存続会社の純資産額の5分の1以下等）を満たせば、存続会社の株主総会による合併契約承認が不要となる。ただし、株主からの異議があった場合は、株主総会での承認決議を要する（同条第4項）。

### (簡易合併への反対通知)

簡易合併に際し、これに反対する存続会社の株主は、存続会社に対しその旨を通知する。当該通知は、合併の公告又は通知のあった日から2週間以内に存続会社に到達する必要がある。一定数以上の株主の反対通知があった場合は、当該存続会社は、通常合併と同様に合併契約承認の株主総会決議を受けなければならない。（会社法第796条第4項）。

